

公益財団法人 水俣・芦北地域振興財団業務方法書
(環境技術研究開発関係)

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団（以下「財団」という。）の定款第4条第5号に規定する事業について、定款に定めるものほか必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(業務の運営の基本方針)

第2条 財団は、その設立の趣旨を踏まえ、その実施する事業の公益的重要性に鑑み、熊本県との緊密な連携のもとに、その業務を適正かつ効果的に運営するものとする。

(事業)

第3条 財団は、一般会計の予算の範囲内において次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 水俣市及び葦北郡において環境配慮型の先端技術の研究開発（以下「研究開発」という。）を行う株式会社に対して、研究開発の支援のため出資すること
- (2) 水俣市及び葦北郡において研究開発等を行う株式会社その他の法人（以下「株式会社等」という。）並びに水俣市及び葦北郡に所在する株式会社等と連携して環境配慮型の先端技術の研究開発等を行う大学、短期大学又は高等専門学校に対して、その支援のためその費用の一部を助成すること

(雑則)

第4条 この業務方法書に定めるもののほか、業務方法書の施行に関し必要な事項は財団理事長が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。